

お客様各位

2024年12月19日
株式会社STOCKCREW

【重要なお知らせ】STOCKCREW利用約款および受託業務約款の改訂について

平素よりSTOCKCREWをご利用いただき、誠にありがとうございます。
このたび、弊社ではサービス内容の明確化およびさらなる向上を目指し、「STOCKCREW利用約款」および「受託業務約款」の改訂を実施いたします。
改訂の詳細および適用開始日について、下記の通りご案内申し上げます。

記

■改定内容

主な改定内容をご案内いたします。尚、詳細は [こちら](#) の新旧対比表一覧をご参照ください。

条項	変更前	変更後
前文	「受発注・在庫管理から出荷配送まで」	「受発注・保管・在庫管理から出荷配送まで」
第6条(受託業務約款)	予定外入荷時の規定なし	予定外入荷は個別契約不成立とし、引取義務を課す規定を追加。
第9条(受託業務約款)	解除通知後、貨物の損害についての責任はSCにあり。	解除通知後は免責とする条項を追加。
第26条(受託業務約款)	賠償責任は「商品原価」に基づく。	賠償責任は「再調達価額」を基準とする。ただし柔軟な対応も可能。
第33条(受託業務約款)	引取り遅延による損害金の規定なし。	引取り遅延時の損害金を保管料金の2倍とする旨を追加。

■改定の背景

今回の改訂は、法令遵守の強化とともに、お取引の透明性向上を目的としています。また、お客様により安心してご利用いただけるサービス提供を目指し、ルール整備を行いました。今回の改訂内容のポイントは以下の通りです。

1. 保管業務に関する文言の明確化

保管業務の規約上の根拠を明確化し、業務内容の透明性を向上しました。

2. 予定外入荷および取引終了後の貨物対応の明確化

予定外入荷貨物や取引終了後の貨物取り扱いに関する規定を整備し、トラブルリスクを軽減します。

3. アライアンス先との取引情報提供に関するルール整備

アライアンス先からの情報提供要請に対応可能な規約を追加しました。

4. デPOSIT(保証金)の取り扱い基準の新設

支払い遅延に関する対応ルールを新設し、契約継続の条件を明確化しました。

5. 損害賠償基準の明確化

損害賠償金額の算定基準を再調達価額に基づくものに改定しました。

■改定日

2025年1月1日より適用

■お問合せ先

本件に関するお問い合わせは、カスタマーポータルよりご連絡ください。

営業時間:9:00~18:00

カスタマーポータル問合せ方法 <https://knowledge.stockcrew.co.jp/help/customerportal-message>

※ヘルプページのメニュー「カスタマーポータル」から「チケットを作成する」をご参照ください。

以上